



# The 10th APACT Conference

## Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives

18-21 August 2013 Chiba, Japan

### 日本政府に対する第 10 回アジア太平洋タバコ対策会議 (APACT2013) 声明

日本は、G8 諸国の中で、包括的受動喫煙防止を義務付けた法律を施行していない唯一の国である。これは、極めて遺憾であるだけでなく、日本国民に対して極めて大きな健康被害をもたらしていることを強く憂慮するものである。なぜなら日本国民は、政府によってその健康と生命を守られなければならないという普遍的な人権をもっているからである。

#### 背景：

日本で 2002 年 8 月に施行された健康増進法第 25 条は、公衆の立ち入る施設での受動喫煙の禁止をうたっているが、実際には、施設管理者に受動喫煙防止のための「努力」を求めるにすぎない。いかなる義務化も罰則も求めないこの法律は全く不十分と言うほかない。2007 年にバンコクで開催された世界保健機関タバコ枠組み条約 (WHO FCTC) 第 2 回締約国会議には、日本も参加し、FCTC 第 8 条 (受動喫煙防止) の国際的施行ガイドラインを全会一致で承認した。このガイドラインでは、締約国に 2010 年の 2 月までにすべての屋内の職場と施設を 100% 禁煙とするよう勧告を行っている。したがって、日本政府は、その国際的責任を果たしていないと言わなければならない。

2009 年 3 月に神奈川県は松沢成文知事のリーダーシップのもとで、公衆の利用する施設の受動喫煙を防止する条例を制定した。2012 年に兵庫県もまた同様の条例を制定した。これらの条例には、100 平方メートル以下のレストラン・バーを規制から外すなど、すべての屋内施設の例外なき禁煙を定めたものではないという欠点があるとはいえ、これらは日本で初めての地方レベルでの受動喫煙の法的規制措置であり、部分的な措置であっても関連業界の営業的利益を損なうことなく公衆の健康増進に資することが明らかにされた点で意義深いものである。

#### 勧告：

2013 年 8 月 18 - 21 日に千葉県で開催された APACT2013 に参加した 42 カ国 785 名のものとともに、日本政府に対して、WHO FCTC の全条項を完全に実施することを強く要請する。とりわけ、受動喫煙からの完全な保護を義務付けた包括的受動喫煙防止法の制定は、最優先課題である。これを実現する道筋はすでに明らかにされている。FCTC 第 8 条実行ガイドラインあるいは、G8 諸国の先行実施例を参考にすることで事足りる。

#### | Secretariat |

c/o Japan Society for Tobacco Control

30-5-201, Ichigayayakuojimachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0063, Japan

Tel: +81-90-8442-0966 Fax: +81-3-5360-6736 E-mail: desk@apact.jp http://www.apact.jp/





# The 10th APACT Conference

## Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives

18-21 August 2013 Chiba, Japan

我々はさらに、日本政府とりわけ財務省がFCTC第5条3項（締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する）とその実施ガイドライン（訳注1）の尊重と順守を強く要請する。5条3項は、FCTC締約国が、国営タバコ会社に対してそれ以外のタバコ産業と同等の処遇を行うよう求めている。とりわけ勧告8.3（訳注2）では、財務省のタバコと税の上級担当者がFCTCの締約国会議に代表団の一員として参加しないようもとめている。

我々は、日本の司法当局に、JTと日本政府がタバコ製品を製造販売したことによる製造物責任を精査追及するよう求める。さらに、司法当局に、タバコによる健康被害に対する正当な裁断を要求する人々にタバコ産業の文書記録の自由な検察閲覧をはじめとした公正な司法手続きを保証し、宣誓証言を直接聴取した裁判官が判決を下すよう求める。

訳注1：「条約第5条第3項施行のためのガイドラインの詳細」和訳参照

[http://www.nosmoke55.jp/data/cop3\\_5\\_3\\_200811.pdf](http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_5_3_200811.pdf)

訳注2：注1の文書の4ページめの「勧告」以降参照

### | Secretariat |

c/o Japan Society for Tobacco Control

30-5-201, Ichigayayakuojimachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0063, Japan

Tel: +81-90-8442-0966 Fax: +81-3-5360-6736 E-mail: desk@apact.jp http://www.apact.jp/

